

障発0717第1号
令和2年7月17日

都道府県知事
各 指定都市市長 殿
中核市市長

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長
(公 印 省 略)

「障害者支援施設等に係る指導監査について」の一部改正について

障害者支援施設等の指導監査については、従来、「障害者支援施設等に係る指導監査について」（平成19年4月26日障発0426003号）に基づき、実施されているところであるが、今般、その一部を別添新旧対照表のとおり改正し、令和2年7月17日から適用することとしたので、通知する。

なお、この通知は、地方自治法（平成22年法律第67号）第245条の4第1項の規定に基づく技術的な助言である。